

# 審 査 基 準

令和 7 年 3 月 25 日 作成

法 令 名 : 警備業法
根 拠 条 項 : 第 4 条
処 分 の 概 要 : 警備業の認定
原 権 者 : 大分県公安委員会
法 令 の 定 め : 警備業法第 3 条 (警備業の要件) 及び第 5 条第 1 項から第 3 項まで (認定手続) 警備業法施行規則第 3 条及び第 4 条 (認定等の申請) 警備業の要件に関する規則第 1 条から第 3 条まで (警備業の要件)
審 査 基 準 : 警備業法第 3 条各号のいずれにも該当しないことを認定する。 警備業法第 3 条第 4 号の規定に該当する者とは、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注 1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げるものをいう。 注 2 暴力的不法行為等とは、警備業の要件に関する規則第 2 条に掲げるものをいう。 警備業法第 3 条第 9 号に該当する場合とは、警備員指導教育責任者として選任しようとする者を、当該営業所において取り扱う警備業務の区分ごとに具体的に決めていない場合や選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等をいう。
標 準 処 理 期 間 : 40 日 (うち経由期間 20 日) (行政庁の休日を除く。)
申 請 先 : 主たる営業所の所在地を所轄する警察署生活安全関係事務担当課
問 合 せ 先 : 大分県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業・探偵業係 (電話 097-536-2131) 主たる営業所の所在地を所轄する警察署生活安全関係事務担当課
備 考 :